

議案第72号

つくば市認定国際戦略総合特別区域計画の推進に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年8月31日

つくば市長 市原 健一

つくば市認定国際戦略総合特別区域計画の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業の実施主体（以下単に「実施主体」という。）に対し、特定国際戦略事業の円滑かつ迅速な実施を支援するための措置を講ずること等により、認定国際戦略総合特別区域計画の推進を図り、もって地域の活性化に資するとともに、我が国の産業の国際競争力の強化に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定国際戦略総合特別区域計画 総合特別区域法（平成23年法律第81号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する認定国際戦略総合特別区域計画をいう。
- (2) 特定国際戦略事業 法第2条第2項に規定する特定国際戦略事業をいう。ただし、同項第3号及び第5号に掲げる事業を除く。

(3) 指定法人 法第26条第1項に規定する指定法人をいう。

(4) 土地 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第2号に規定する土地をいう。

(5) 家屋 地方税法第341条第3号に規定する家屋をいう。

(6) 償却資産 地方税法第341条第4号に規定する償却資産をいう。

（実施主体への援助等）

第3条 市の行政庁（つくば市行政手続条例（平成9年つくば市条例第51号）第2条第1号に規定する行政庁をいう。次項において同じ。）は、実施主体に対し、特定国際戦略事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

2 市の行政庁は、特定国際戦略事業の実施に関し、法令又は条例等（つくば市行政手続条例第2条第3号に規定する条例等をいう。）の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定国際戦略事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

（特定国際戦略事業の用に供する機械等に係る固定資産税等の課税免除）

第4条 市長は、地方税法第6条第1項の規定に基づき、指定法人が、認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第15条第2号に規定する指定法人事業実施計画に記載されたものに限る。以下「特定国際戦略事業用機械建物等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定国際戦略事業用機械建物等を製作し、若しくは建設して、これを市内において当該指定法人の当該特定国際戦略事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。）には、当該特定国際戦略事業用機械建物等のうち家屋及び償却資産に該当するものについては、つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号。以下「税条例」という。）の規定にかかわらず、固定資産税及び都市計画税の課税を免除する。

2 前項の規定は、指定法人が所有権移転外リース取引（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の11第6項に規定する所有権移転外リース取引をいう。）により取得した特定国際戦略事業用機械建物等については、適用しない。

3 市長は、地方税法第6条第1項の規定に基づき、指定法人が土地（認定国際戦略総合特別区域計画に地番又は区域が記載されているものに限る。）を取得して、これを第1項の課税の免除を受ける特定国際戦略事業用機械建物等のうち家屋に該当するものの敷地の用に供した場合には、当該土地（当該家屋の延べ床面積を当該土地について定められた建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）の最高限度で除して得られた面積に相当する部分に限る。）については、税条例の規定にかかわらず、固定資産税及び都市計画税の課税を免除する。

4 第1項及び第3項の規定は、次に掲げる者には、適用しない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 特定国際戦略事業用機械建物等に関し、つくば市産業活性化促進条例（平成21年つくば市条例第35号）の規定による奨励金の交付決定を受けた者

5 第1項又は第3項の規定に基づき固定資産税及び都市計画税の課税を免除する期間は、第1項に規定する固定資産税又は都市計画税が課税されることとなる最初の年度以降3か年度（次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に該当するに至った日の属する年度まで）とする。

(1) 認定国際戦略総合特別区域計画の認定が取り消されたとき。

(2) 当該課税の免除に係る指定法人が指定法人でなくなったとき。

(3) 当該課税の免除に係る指定法人が前項各号のいずれかに該当したとき。

(4) その他当該課税の免除に係る指定法人が当該特定国際戦略事業を実施することができなくなったと市長が認めたとき。

6 第1項又は第3項の規定に基づき課税の免除を受けようとする者は、課税の免除を受けようとする年度の前年度の1月1日から3月31日までの間に、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

7 市長は、必要があると認めるときは、指定法人に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(実証実験の用に供する土地に係る固定資産税等の不均一課税)

第5条 市長は、地方税法第6条第2項の規定に基づき、実施主体が認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業として行う実証実験（特定国際戦略事業に係る技術の有効性、利用可能性、安全性等を実証するために行われる実験をいう。）の用に供するため、土地（当該認定国際戦略総合特別区域計画に地番又は区域が記載されているものに限る。）に地上権又は賃借権（以下「地上権等」という。）を設定した場合において、次に掲げる条件のいずれにも該当するときは、税条例の規定にかかわらず、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税について、不均一の課税をする。

(1) 当該特定国際戦略事業の実施に伴い生ずる地目の変換その他これに類する特別の事情により、当該土地に係る第3項の規定により準用する前条第6項の申請をした日における固定資産の価格（地方税法第403条第1項の規定による固定資産の価格をいう。）が、当該地上権等を設定した日（以下「基準日」という。）におけるものを上回ることとなること。

(2) 当該地上権等に係る地代又は賃借料の年額が規則で定める額を超えない範囲内において定められていること。

2 前項の規定を適用した場合における課税額は、基準日の属する年度分の課税額と同一の額とする。

3 前条第4項から第7項までの規定は、第1項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第7項中「指定法人」とあるのは、「実施主体又は所有者」と読み替えるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条第6項（第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定は、平成25年1月1日から施行する。

(条例の失効)

- 2 この条例は、平成28年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効の際、次の各号に掲げる規定により現に固定資産税又は都市計画税の課税の免除又は不均一の課税（以下「課税免除等」という。）を受けている者で、当該各号に定める規定により失効日以後に当該課税免除等に係る残存期間を有するものについては、当該各号に掲げる規定は、なおその効力を有する。

(1) 第4条 同条第5項

(2) 第5条 同条において準用する第4条第5項